

かごしま結婚・子育てサポート宣言企業登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、従業員の結婚支援及び子育て支援に積極的に取り組む企業を県で登録し、県ホームページ及び広報誌等により広く県民に紹介することで、企業の結婚及び子育てに対する自主的な取組を促進するとともに、社会全体で結婚及び子育てを応援する気運を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、企業とは、鹿児島県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く。）で次の各号に該当しない者とする。

- (1) 宗教法人（団体）及び政治団体
- (2) 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするもの（特定非営利活動法人除く）
- (3) 鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号から第4号に規定する者がその経営に実質的に関与している団体

(登録基準)

第3条 知事は次の基準（以下「登録基準」という。）の一つを満たし、過去3年間において、法令に違反する重大な事実がない企業を「かごしま結婚・子育てサポート宣言企業」として登録するものとする。

- (1) かごしま子育て応援企業として登録されていること。
- (2) 「育児の日」協力企業として登録されていること。
- (3) かごしま結婚・子育てサポート宣言（様式第1号）を行っていること。

(申込)

第4条 前条に規定する登録を受けようとする企業は、かごしま結婚・子育てサポート宣言企業登録申込書（様式第2号）に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

(登録)

第5条 知事は、前条の申込をした企業（以下「申込企業」という。）が登録基準を満たすと認められる場合には、当該申込企業を「かごしま結婚・子育てサポート宣言企業」として登録するものとする。

- 2 知事は、前項の登録をした場合は、申込企業にその旨を通知し、かごしま結婚・子育てサポート宣言企業登録証（様式第3号）を交付するとともに、企業の名称、概要並びにかごしま結婚・子育てサポート宣言書の取組内容について、広く周知を図るものとする。

(企業への情報提供)

第6条 知事は、前条の登録を受けた企業（以下「登録企業」という。）に対し、県等が実施する結婚支援及び子育て支援に関する情報を提供するものとする。

- 2 知事は、登録企業に対し、登録マークの使用を認めることとし、その取り扱いについては、別に定める「かごしま結婚・子育てサポート宣言企業登録マーク使用要領」によるものとする。

(変更の届出)

第7条 登録企業は、次に掲げる事項を変更したときは、かごしま結婚・子育てサポート宣言企業登録事項変更届(様式第4号)に必要な書類を添えて、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 名称及び代表者の氏名並びに所在地

(2) かごしま結婚・子育てサポート宣言書(様式第1号)の取組内容

(登録の辞退)

第8条 登録企業は、登録基準を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、かごしま結婚・子育てサポート宣言企業辞退届(様式第5号)にかごしま結婚・子育てサポート宣言企業登録証を添えて、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(登録の取消)

第9条 知事は、登録企業が登録基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他登録企業として適当でなくなったと認めるときは、当該企業の登録を取り消すことができる。

(報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、登録企業に対し、結婚支援及び子育て支援の内容に関し、報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。